

2023年11月29日

子育てサポートおよび不妊治療と仕事の両立支援企業として 「プラチナくるみんプラス認定」を取得

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮、以下「当社」)は、このたび次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法)に基づき、高い水準の子育てサポートおよび、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として、厚生労働省より「プラチナくるみんプラス認定」を取得しましたので、お知らせします。



当社は従来、家庭と仕事の両立支援(ワーク・ライフ・マネジメント推進)に積極的に取り組み、2007年から継続的に「くるみん認定※1」を受け、2015年には「プラチナくるみん認定※2」を取得しました。

「プラチナくるみんプラス認定※3」は2022年4月に新設された制度で、今般、プラチナくるみんの認定基準を満たしたうえで、不妊治療と仕事の両立支援にも積極的に取り組む企業として評価され、認定に至りました。

今後も、お客さまのwell-beingに貢献する多様な社員の活躍を推進すべく、働きやすい職場環境づくりにより一層取り組んでまいります。

■不妊治療と仕事の両立支援に関する取り組み

両立支援制度の導入と周知	➢ 不妊治療に利用できる休職・休暇制度、年次有給休暇の時間単位取得、フレックスタイム制、テレワーク制度などを導入し、「両立支援ハンドブック」で社内周知
不妊治療に関する理解促進	➢ 不妊治療をテーマとした全社員向けの研修・セミナーを実施 ➢ 不妊治療を経験した社員の声や、両立を支援する会社としてのメッセージを社内イントラネットで発信
社内相談窓口の設置	➢ 両立支援相談窓口を設け、担当者が個別相談に応じる体制を整備

■育児と仕事の両立支援に関する取組み

(法律で義務付けられている内容を上回る制度または当社独自の制度・施策を記載)

妊娠から出産までの支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産前・産後休暇(産前6週間・産後8週間の休暇の100%有給化) ➢ マタニティ休暇(つわり等の体調不良や健康診査等の通院のため、1か月に5日まで取得可能) ➢ 配偶者出産時休暇(配偶者出産時に有給を3日付与) ➢ 孫誕生休暇(孫誕生時に有給を3日付与)
育児支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 育児休業(子どもが満1歳6か月を迎えた日の翌月以降最初の4月末日または10月末日のいずれか早い日までを基本とし、状況に応じて子どもが2歳到達時まで延長可能) ➢ チャイルドサポート休暇・子の看護休暇(小学校就労前までの子どもが、病気にかかり世話をしなければならない場合等、1年度につき12日まで取得可能) ➢ QOL向上休暇(子どもの学校行事等、QOL向上を目的とした休暇) ➢ 子の小学校就学後最初の4月末日まで利用可能な短時間勤務 ➢ 子が小学校3年生修了まで利用可能な残業等免除 ➢ 育児サービス経費補助
男性の育児参画支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 男性社員の育児休業累計1か月以上100%取得を目標に推進 ➢ 男性育児休業取得時に子ども1人につき、有給最大20日付与 ➢ 男性社員とパートナーを対象に「プレパパセミナー」を開催 ➢ マネジメント層を対象に「イクボスセミナー」を開催 ➢ 社内イントラネットで男性社員の育休体験談を発信

※1 次世代法に基づき、一般事業主行動計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する制度

※2 くるみん認定企業のうち、より高い水準で子育てサポートに取り組む企業を認定する制度

※3 子育てサポート企業として高い水準の取組みを行っていることに加え、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境の整備に取り組む、一定の要件を満たした企業を認定する制度(2022年4月新設)

(ご参考) 第一生命のダイバーシティ&インクルージョン(ワーク・ライフ・マネジメント)

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/employee/diversity/worklife.html>